

高知県木造住宅耐震化促進事業登録事業者活動指針

木造住宅耐震化促進事業は、次の南海地震に備えて県民の生命の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的とし、市町村が耐震診断を実施し、その耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された住宅について、その住宅の所有者が所定の基準の耐震性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を実施するものである。本活動指針では、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱（以下、「事業者登録要綱」という。）第10条第3項の規定に基づき、登録事業者の責務を全うするために従うべき事項を次のように定める。

第1 業務の実施にあたっては、以下のことに留意すること。

- (1) 登録事業者であることを自覚し、県民が安心して耐震改修設計、耐震改修工事を依頼できるよう、誠意を持って良心的に業務を履行すること
- (2) 当事業で知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らさないこと
- (3) 受託又は請負契約にあたっては、住宅所有者との間で契約書を作成すること

第2 耐震改修設計は、以下のことに留意すること。

- (1) 耐震改修設計は登録設計事務所に所属する耐震診断士に行わせること
- (2) 精密診断法における調査については、次の事項に留意すること
 - イ 仕上げ材をはがさなければ調査できないときは、調査の目的や必要性を住宅所有者に説明し、了解を得てから実施すること
 - ロ 劣化度の調査については、構造材を直接に目視、打診、触診、探針などの方法を総合的に使って部材、接合部単位で行うこと
- (3) 住宅所有者のニーズに応じた補強計画とするため、次の事項に留意すること
 - イ 耐震改修後の耐震性能の目標の設定を明確にすること
 - ロ 住宅所有者に対して補強計画に関する正確な情報提供と十分な説明を行い、了解を得ること
- (4) 耐震性の向上に寄与しない工事を同時に行う場合は、補助の対象となる金額と対象外の金額を明確に区分すること

第3 耐震改修工事は、以下のことに留意して行うこと。

- (1) 耐震改修工事の見積もりは、正確で分かりやすいものを作成すること
- (2) 契約時には次の事項に留意すること
 - イ 工事範囲や工事内容の変更について契約書に明記し、住宅所有者と事前に確認すること
 - ロ 耐震性の向上に寄与しない工事を同時に行う場合は、耐震改修に要する工事費と耐震改修以外の工事費を区分して計上すること
- (3) 請負契約書及び耐震改修設計図書に基づいて施工すること
- (4) 住宅所有者に選任された耐震診断士による耐震改修工事の現場確認等を受けること
- (5) 補強状況の現場確認記録書を耐震診断士と協力して作成すること
- (6) 市町村が実施する現場検査のために、工事着手前若しくは工事着手後なるべく早い時期に工程表を市

町村に提出し、円滑な検査の実施に協力すること

- (7) 耐震改修工事完了後、上部構造評点が1.0以上であることを確認するために必要な資料を住宅所有者に提出すること
- (8) 住宅所有者に対して工事完了後の住宅の維持管理上の注意事項を説明すること

第4 事業者登録要綱第11条の規定により、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことがあるので留意すること。

- (1) 木造住宅耐震化促進事業において、補助金交付要綱に定める所要の耐震性を有さない改修工事を行った場合
- (2) 他法令に違反した場合
- (3) 事業者登録要綱第10条に違反していると認められる場合
- (4) その他特に知事が認める場合